

広島県告示第八百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年八月二十七日

横田 美香

告示番号	平成十九年広島県告示第千二百三十四号
所在地	広島県広島市安佐南区相田二丁目地内
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害発生原因の自然現象
相田二丁目一七(三六三)地区	相田二丁目一七(三六三)地区
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
〇) 地区	〇) 地区
相田二丁目一七(五六五)	相田二丁目一七(五六五)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
〇) 地区	〇) 地区
相田二丁目一七(五六五)	相田二丁目一七(五六五)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊